令和６年度住民税非課税世帯への給付金（こども加算分）のお知らせ

物価高騰に伴う影響を強く受ける家庭への支援として、「令和６年度住民税非課税世帯への給付金（３万円給付）」の受給世帯に対し、令和６年12月13日現在において、18歳以下の児童がいる場合に一人あたり２万円の「こども加算」が支給されます。
なお、対象となる方にはお知らせを送付します。

支給対象児童

※「令和6年度住民税非課税世帯への給付金（3万円）の受給世帯で下記の要件に該当する児童

①基準日（令和6年12月13日）時点で、世帯と同一世帯である18歳以下の児童

②令和6年12月14日以降に出生した子

③同一世帯員として住民基本台帳に記載されていないが、世帯主と生計が同一である児童

申請方法

- 基準日時点で世帯と同一世帯である18歳の児童 ➡ **申請は不要です**
- 令和6年12月14日以降に出生した子
- 同一世帯員として住民基本台帳に記載されていないが、世帯主と生計が同一である児童 ➡ **申請が必要ですので福祉係へご連絡ください**

支払方法

「令和6年度住民税非課税世帯への給付金（3万円）」に加算して口座へ振り込みます

支給額

対象児童一人あたり2万円

ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク「なんかん見守りネット」

町および協力団体・事業者等が連携し、ひとり暮らし高齢者等の見守りを行います。

（対象者）

①65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯に属する人。

②在宅の障がい者。

③徘徊のおそれがある認知症の高齢者。

利用を希望する人は事前登録申請書の提出が必要です。

また、「なんかん見守りネット」にご協力いただける団体・事業者等を募集しています。

詳しくは福祉課福祉係までお問合せください。

問 福祉課 福祉係　☎57-8503

「緊急通報装置」を貸し出します！

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、下記のいずれかに該当する人に緊急通報装置を貸し出しています。毎月の利用料や設置・取り外し料は無料です。

①心臓疾患、脳血管疾患、その他の突発的に生命に危険な症状の発生する持病のある人。

②心身の障がいおよび慢性疾患、下肢機能の虚弱等の理由により、心身に緊急事態の起こる危険性が高く、日常生活を営む上で常時注意が必要な人。

※ご利用を希望される場合は、事前に申請が必要となります。詳しくは福祉課福祉係までお問合せください。

問 福祉課 福祉係　☎57-8503

住民税非課税世帯等の皆さまへ

令和６年度住民税非課税世帯への給付金（３万円／１世帯）のお知らせ

令和６年度住民税非課税世帯への給付金は、物価高騰などによる負担増を踏まえ、令和６年度住民税非課税世帯となる世帯を対象に支援する給付金です。

■支給対象世帯

※次の全ての要件を満たしている世帯

◆基準日（令和６年１２月１３日）時点において南関町に住民登録があること

◆世帯全員が令和６年度住民税が非課税世帯の人のみで構成されている世帯

（受給権者は上記世帯の世帯主）

※※【上記の世帯であっても給付の対象とならない世帯】※※

①令和６年度住民税均等割が課せられている人の扶養親族等のみの世帯

②租税条約による免除の適用の届出により非課税世帯となっている人がいる世帯

③既に他自治体で同じ趣旨の給付金（３万円）の支給を受けている世帯

■給付金支給の手続き

令和５年度低所得者向け物価高騰対応重点支援給付金および令和６年度新たに住民税非課税世帯となる世帯への**給付金等を受給したことがある世帯**

支給のお知らせが届きます

お知らせ内容に変更がない場合は、手続きは不要です。お知らせに記載している口座に振り込みます。

振込口座を変更するまたは給付の対象とならない世帯に該当する世帯は福祉課までご連絡ください。
申出期限：
令和７年３月13日（木）

令和６年１月２日以降に転入された人が含まれる世帯や左記給付金を受給していない世帯など

口座等の届出書が届きます

お知らせ内容を確認のうえ、**口座等の届出書を、同封の返信用封筒で返送**してください。
提出期限：
令和７年５月30日（金）

住民税非課税世帯に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃９110)にご連絡ください。

お問い合わせ

令和６年度非課税世帯となる世帯への給付金及び子ども加算の問い合わせ先

南関町役場 福祉課 福祉係　TEL 57-8503

■受付時間　午前９時～午後５時（土日、祝日を除く）